

○市民農園の整備に関する基本方針

(平成5年4月1日告示第302号の2)

市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第3条第1項の規定により、市民農園の整備に関する基本方針を次のとおり定めた。

第1 市民農園の整備の基本的な方向

- 1 国民の自由時間の増大、余暇活動の内容の多様化に伴い、野菜や花を育て、土と親しむ場、農作業の体験の機会の場に対する需要が高まっており、本県においても市民農園の整備の促進が必要となっている。

都市地域においては、市街化の進展等により緑が減少してきており、都市住民のレクリエーション需要に対応しつつ、防災機能や良好な環境形成機能の創出が求められていることから、都市公園等を補完する緑地機能を有するものとして、市民農園の整備の促進を図ることとする。

農村地域においては、都市と農村の交流を通じた地域の活性化や農地の有効利用が求められていることから、市民農園の整備の促進を図ることとする。

- 2 市民農園の整備に際しては、都市地域と農村地域とでは市民農園に対するニーズ及び整備の内容も異なるので、それぞれの特性に応じて、市民農園に対する多様な需要にこたえられるよう、計画的に整備を行うこととする。
- 3 市民農園の整備は、都市計画(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に規定する都市計画をいう。以下同じ。)及び農業振興地域整備計画(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画をいう。)との調和が保たれたものでなければならない。

また、これら以外の土地利用計画、例えば、市町村の振興計画等との間でも調和が保たれたものでなければならない。

第2 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

市民農園として整備すべき区域(以下「市民農園区域」という。)は、市民農園整備促進法第4条第1項各号に規定する要件に該当する区域の中から、次の諸点に留意して指定するものとする。

1 市民農園区域の規模

優良な市民農園の整備を行うという市民農園整備促進法の趣旨から、休憩施設等の施設の整備を効率的に行える程度の規模とする必要があるが、利用者の状況、付近の施設の整備状況等を勘案し、地域の実情に応じて判断すること。

2 立地条件

次の要件を満たす区域であって、農地所有者の土地利用に関する意向、農業構造改善事業の実施状況、予想される利用者の数等からみて、区域内における市民農園の開設及びその円滑な運営が見込まれるものであること。

- (1) 道路の整備状況等からみて、利用者が容易に到達できると認められること

- (2) 用水の確保が容易であること。
- (3) 土地利用の状況等からみて、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないと認められること。

3 農業との調整

農業との土地利用の調整を図るため、地域の農用地の保有・利用の現況及び将来の見通し、農業者の農業経営に関する意向等からみて、周辺農用地の農業上の利用に支障を及ぼさないような位置に指定すること。例えば、集団的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合には、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないよう配慮すること。

農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内において市民農園区域を指定する場合は、その周辺部において指定する等十分留意すること。

また、地域の農地の賦存量、予想される利用者の数等からみて、著しく過大な面積を指定しないこと。

4 都市計画との調整

(1) 道路、下水道等の都市計画施設(都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。)及び市街地開発事業(都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。)の区域においては、市民農園区域を指定しない等都市施設(都市計画法第4条第5項に規定する都市施設をいう。)の整備及び市街地開発事業に支障を及ぼさないこと。

(2) 商業系の地区(都市計画法第9条第4項に規定する近隣商業地域及び同条第5項に規定する商業地域をいう。)においては、市民農園区域を指定しない等他の土地利用と調整し、合理的な土地利用に支障を及ぼさないこと。

5 その他の調整

農業及び都市計画との調整のほか、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないよう、林業や自然公園等との土地利用調整を行うこと。

第3 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

市民農園の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。

- 1 市民農園である旨の標識等を設置するとともに、必要に応じ、生垣等により周囲を囲い、農用地の保全を図り、都市住民等のレクリエーション需要の充足、自然環境の保全及び景観に十分配慮し、良好な生活環境の形成にも資するように整備すること。
- 2 耕うん、客土等を行い、利用者が容易に農作業を行うことができるように農地を整備すること。特に、水田を利用して野菜等水稻以外の農作物を栽培する場合には、排水等を留意すること。

- 3 農地に区画を設けて利用させる場合は、標識くい、ロープ等により区画の境界を明らかにすること。
- 4 区画を設ける場合は、1区画の大きさをおおむね15平方メートル以上とすること。
- 5 周辺の道路等の整備状況を十分に勘案して、その整備に支障をきたさないようにするとともに、利用者の利便の確保に努めること。
- 6 市民農園の機能を確保するため、原則として、次の市民農園施設を備えること。

園路

休憩施設

便所

手洗場、水飲場その他の給排水施設

農機具収納施設

ごみ置場

また、必要に応じ、駐車場等の施設を設けることが望ましいこと。

なお、これらの施設の機能を代替できる施設が周辺にある場合は、それをもって代えることができるものとする。

- 7 市街化調整区域(都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。以下同じ。)内において市民農園施設を設置する場合は、開発許可(都市計画法第29条に規定する開発行為の許可をいう。)の対象とされているので留意すること。
- 8 農用地区域においては、市民農園施設の用に供される土地が、農用地利用計画(農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項に規定する農用地利用計画をいう。以下同じ。)において指定された用途に即して利用されなければならないこと。
したがって、農業用施設又は農用地の保全及び利用上必要な施設以外の施設(簡易宿泊施設、講習用施設等)は、農用地区域内には設置できないことから、あらかじめ農用地利用計画を変更する必要があること。
- 9 市民農園施設の整備のために農地等の転用を必要とする場合は、「農地転用許可基準(昭和34年10月27日付け34農地第3353号(農)農林事務次官通達)」又は「市街化調整区域における農地転用許可基準(昭和44年10月22日付け44農地B第3165号農林事務次官通達)」に照らして、農地転用の許可対象と判断される必要があること。

10 市民農園周辺の道路における危険を防止し、その他交通の安全を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するよう配慮しなければならないこと。

第4 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

市民農園の運営に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- 1 公報、チラシ、掲示等による一般公募を行い、できるだけ多くの者に市民農園を利用する機会を与えるとともに、農園や施設の利用料金も著しく高額にならないよう配慮すること。
- 2 市民農園が適正に管理されるよう、必要に応じ、利用者の遵守事項等を定めるとともに、巡回、指導等の体制を整備すること。
- 3 農作物の調理講習会、交換会及び展示会を開催する等して、市民農園の利用者間の交流の促進を図るとともに、農業に対する理解を深めるよう配慮すること。

第5 その他必要な事項

- 1 市民農園の整備の円滑な実施のため、次の支援措置を講じるよう努めるものとする。

資金の確保、あっせん等

- 2 認定開設者に対する農作物の栽培技術に関する指導
- 3 市民農園に関する普及啓発活動
- 4 市民農園の整備・運営に関する組織・団体の育成
- 5 市民農園に関する補助事業等の積極的な活用